

# 社会福祉法人ひじり会 指定居宅介護支援事業運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人ひじり会（以下、本会）が実施する指定居宅介護支援の事業（以下、本事業）は要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等が、その心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整、その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

## (運営方針)

- 第2条 本事業は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
  - 3 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は、特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
  - 4 本事業の運営にあたっては、関係市町村、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援業者、居宅サービス事業者、介護保険施設及び関係機関等との連携に努める。

## (事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人ひじり会 ひじり園福祉相談センター
- (2) 所在地 福岡県久留米市田主丸町石垣 1291-6

## (職員の種類、員数及び職務内容)

第4条 社会福祉法人ひじり会ひじり園福祉相談センター（以下、本所）に勤務する職員職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（主任介護支援専門員と兼務できるものとする）

### 【管理者の職務】

管理者は、本所の介護支援専門員その他の従事者の管理、本事業の利用申込み

に係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を行うとともに、従事者にこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 主任介護支援専門員 1名以上（1名は管理者と兼務）

**【主任介護支援専門員の職務】**

主任介護支援専門員は、本所の他の介護支援専門員に対して、助言、指導をおこない、また、処遇困難事例の対応を行う。

- (3) 介護支援専門員 1名以上

**【介護支援専門員の職務】**

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、及び要援護者等がその心身の状況や置かれている環境などに応じて、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容などの計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設などと連絡調整等を行う。

- (4) その他の補助職員：利用者の状況に応じて配置する。

**【補助職員の職務】**

管理者及び介護支援専門員の業務を補助する。

（営業日及び営業時間）

第5条 本所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、通常月曜日から土曜日までとする。ただし、8月15日及び12月31日～1月2日までを除く。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 営業時間外においては、介護支援専門員が輪番で携帯電話を持ち利用者からの相談に対応する。

（居宅介護支援事業の提供方法及び内容）

第6条 居宅介護支援事業の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所：本所の相談室
- (2) サービス担当者会議の開催場所：本所の会議室
- (3) 介護支援専門員の居宅訪問頻度：  
利用者の自立した日常生活を支援する上での解決すべき課題や居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の把握及び、連絡調整等の必要に応じ、随時訪問する。

（通常の事業の実施範囲）

第7条 通常の事業の実施地域は、久留米市田主丸町とする。

(利用料等)

第8条 指定居宅介護支援事業を実施した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅支援事業が法定代理受領サービスである時には無料とする。

2 通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 1 km あたりに費用が発生する。

(2) その他の費用の徴収が必要になった場合については、その都度利用者等と協議し、同意を得たものに限り徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書（記名捺印）を受けるとする。

(事故発生時の対応)

第9条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。

3 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理等)

第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つ。

3 事業所内は空調設備等により適温を確保するよう努める。

4 管理者は従業者に対して衛生管理、又は食中毒及び感染症に関する研修を定期的に実施し、従業者が必要な知識を習得するための措置を適切に講じる。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は指定居宅介護支援事業の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

- 第12条 指定居宅介護支援事業の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じる。
- 2 利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供により事故が発生した場合は、管理者は市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
  - 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。
  - 4 利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

- 第13条 非常災害に備えて、非常災害に関する具体的計画（消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画）を作成し、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策に万全を期すとともに、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 2 前項の訓練は、可能な限り消防署や地域住民と連携して行うよう努める。
  - 3 管理者は従業者に対し、火災等の災害発生時に地域の消防機関へ速やかに通報する体制及び消火・避難等の際の消防署や地域住民との連携方法について周知徹底する。

(苦情処理)

- 第14条 指定居宅介護支援事業の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援事業に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
  - 3 事業所は、提供した指定居宅介護支援事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第15条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(虐待の防止に関する事項)

第16条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(地域との連携など)

第17条 指定居宅介護支援事業は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第19条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の態様、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど、適正な取り扱いにより行うものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(掲示)

第20条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。また、ウェブサイト(法人のホームページ等、または、情報公表システム上を活用)にも掲載する。

(その他の運営に関する留意事項)

第21条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 入職時実施

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、指定居宅介護支援事業に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 ひじり会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成14年10月1日より一部改正する。

平成16年 8月1日より一部改正する。

平成18年 4月1日より一部改正する。

平成18年 7月1日より一部改正する。

平成18年10月1日より一部改正する。

平成19年 2月1日より一部改正する。

平成19年 4月1日より一部改正する。

平成21年 4月1日より一部改正する。

平成22年12月1日より一部改正する。

平成28年 4月1日より一部改正する。

平成30年 4月1日より一部改正する。

令和 元年12月1日より一部改正する。

令和 2年 1月1日より一部改正する。

令和 2年 4月1日より一部改正する。

令和 3年 4月1日より一部改正する。

令和 6年 4月1日より一部改正する。

令和 6年 9月1日より一部改正する。